平成２４年（フ）第２８４号
神戸市西区小山２丁目１番15―107号、廃業前の営業所神戸市須磨区白川台６丁目17―８―３　ジェントリー白川１Ｆ
債務者　ブックプラザ白川台こと　武田　英之
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　悦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
長野県上田市住吉600番地７
債務者　大熊　　徹
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２７７０号
横浜市泉区和泉町1301番地６
債務者　池田　哲也
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月８日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５１号
岩手県大船渡市猪川町字前田88番地２
債務者　村上　昇陽
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第５４号
岩手県大船渡市大船渡町字台13番地４　平山豊貸家
債務者　村上　　恵
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第１５６７号
福岡市南区大橋１丁目11番16号
債務者　三森　陽一
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２５９号
福岡県大野城市下大利団地37番202号
債務者　立石　希彦
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２６０号
福岡県大野城市下大利団地37番202号
債務者　立石　清治
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２７２号
福岡県久留米市西町1470番地１　コーポラスＶＢ503号
債務者　立石　俊治
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１５号
新潟県小千谷市千谷川２丁目５番32号　浦ノ山ブロック住宅８号
債務者　山岸惠美子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
山口県宇部市八王子町15番41号
債務者　門田　正一
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第８７号
兵庫県豊岡市日高町奈佐路695番地
債務者　長谷川浩二
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第４３８号
高知市高須新木３番46号　アオーラ高須303号
債務者　野島　一彦
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４５０号
高知市八反町２丁目11番23―409号
債務者　橋詰　典路
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５２号
岩手県一関市花泉町金沢字前鹿野45、住民票上の住所岩手県一関市花泉町金沢字前鹿野45番地１
債務者　佐藤　　亨
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第１２５号
山形県長井市清水町２丁目６番12号
債務者　鈴木　義輝
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第９７号
福島県会津若松市住吉町17番６号　グループホームチャント、住民票上の住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西974番地の10
債務者　目黒美貴子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係